

狭山市（入間川・柏原）学校
給食センター維持管理運営
長期包括事業

長期包括業務委託契約書

令和6年1月31日

狭山市

長期包括業務委託契約書

- 委託業務の名称 狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業
- 履行場所 狭山市鶴ノ木及び柏原地内ほか
- 契約期間 令和6年1月31日から令和17年3月31日まで
- 委託金額 金4,445,035,100円
ただし、上記金額に、以下で定義する本約款の定める方法による金利変更及び物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。（なお、その内訳金額は、以下で定義する本約款に記載するところによる。）
- 支払条件 四半期毎に、別紙3及び発注者と受注者が別途締結する委託料の支払いに係る覚書の定めるところによる。
- 契約保証金 以下で定義する本約款第4条の定めるところによる。
- その他特定条件

上記の業務委託について、発注者狭山市と、受注者株式会社狭山新学校給食サービスは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月31日

発注者 住所 狭山市入間川1丁目23番5号
商号又は名称 狭山市
代表者 狭山市長 小谷野 剛 印

受注者 住所（所在地） 狭山市狭山28番14号
商号又は名称 株式会社狭山新学校給食サービス
代表者 印

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業

長期包括業務委託契約約款

目 次

第1章	総則	1
	第1条（契約の履行及び用語の定義）	1
	第2条（公共性及び受注者による事業の趣旨の尊重）	1
	第3条（規定の適用関係）	2
	第4条（契約の保証）	2
	第5条（委託業務に関する許認可及び届出等）	2
	第6条（事業の場所）	3
	第7条（発注者の請求による要求水準書の変更）	3
	第8条（受注者の請求による要求水準書の変更）	3
	第9条（モニタリング）	4
	第10条（貸与品）	5
	第11条（貸与する備品の特則）	5
第2章	業務の準備	5
	第12条（業務の引継）	5
	第13条（業務体制の構築）	5
	第13条の2（食品衛生責任者）	6
	第14条（責任者等に関する措置請求）	6
	第15条（本施設の確認）	6
	第16条（業務計画書の作成及び提出）	7
	第17条（発注者による本施設の運営・維持管理体制確認）	7
第3章	本施設の運営及び維持管理	7
第1節	総則	7
	第18条（委託業務）	7
	第19条（近隣対応）	7
	第20条（第三者の使用）	8
	第21条（第三者に及ぼした損害等）	8
	第22条（法令等の遵守）	8

第2節	運営業務	8
	第23条（年度業務計画書の提出）	8
	第24条（調理義務）	9
	第25条（食中毒等）	9
	第26条（業務報告）	10
第3節	施設維持管理業務	10
	第27条（年度業務計画書の提出）	10
	第28条（本施設の補修・修繕）	10
	第29条（日誌・報告書等）	11
	第30条（業務報告）	11
第4章	委託料の支払い	11
	第31条（委託料）	11
	第32条（委託料の減額）	11
	第33条（委託料の返還）	11
第5章	危険負担	12
	第34条（本施設の所有権）	12
	第35条（保険）	12
	第36条（臨機の措置）	12
第6章	契約期間及び契約の終了	12
	第37条（契約期間）	12
	第38条（契約期間満了時の業務）	13
	第39条（受注者の事由による解除）	13
	第40条（発注者の債務不履行及び発注者の事由による解除）	14
	第41条（解除の効果）	14
第7章	法令変更	15
	第42条（法令変更の通知）	15
	第43条（協議及び追加費用の負担）	15
	第44条（契約の解除）	15
第8章	不可抗力	15
	第45条（不可抗力の通知）	15
	第46条（協議並びに損害及び追加費用の負担）	16
	第47条（契約の解除）	16

第9章	その他	16
	第48条（公租公課の負担）	16
	第49条（損害賠償）	17
	第50条（権利義務の処分等）	17
	第51条（決算報告書の提出及び報告）	17
	第52条（受注者の解散）	17
	第53条（本施設の見学者対応）	17
	第54条（協議）	17
	第55条（請求、通知等の様式その他）	17
	第56条（秘密保持）	18
	第57条（個人情報保護）	18
	第58条（暴力団等の排除）	18
	第59条（準拠法）	18
	第60条（管轄裁判所）	19
	第61条（定めのない事項）	19
別紙1	定義集	
別紙2	受注者が付保する保険	
別紙3	委託料の支払方法及び改定方法等	
別紙4	モニタリング及び委託料の減額	
別紙5	法令変更の場合の費用分担規定	
別紙6	貸与品	

前 文

狭山市（以下「発注者」という。）は、狭山市（入間川・柏原）学校給食センターを運営するにあたり、より効率的な事業の実施を図るとともに、民間が有する食品衛生等に関するノウハウを活用し、より豊かで安全な学校給食の実現を図るため、同給食センターの運営、維持管理をPFI事業として実施してきた。

発注者は、上記PFI事業が令和6年3月末に終了することから、終了後も同給食センターを引き続き使用し、市内の小中学校への給食提供するため、同給食センターの運営・維持管理を包括的に民間事業者へ委託する方針を定め、これらを内容とする狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。発注者は、本事業にかかる募集要項を公表して、民間事業者の提案を求め、応募した民間事業者のうち最も優れた提案を行った応募提案グループを優先交渉権者として選定し、令和5年9月15日付で本事業における基本協定書を締結した。

優先交渉権者は、上記基本協定書に従い本事業を実施するための特別目的会社たる株式会社狭山新学校給食サービス（以下「受注者」という。）を設立した。

そこで、本事業を実施するために、発注者は受注者と次のとおり契約を締結する。

第1章 総則

（契約の履行及び用語の定義）

- 第1条 発注者及び受注者は、以下の条項に基づき募集要項等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この長期包括業務委託契約（以下「本契約」という。）を履行しなければならない。
- 2 本契約において用いられる用語は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。

（公共性及び受注者による事業の趣旨の尊重）

- 第2条 受注者は、本事業が給食センターの維持管理及び学校給食の調理及び提供を目的とする点で公共性を有する事業であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、かかる趣旨を尊重するものとする。
- 2 発注者は、本事業が民間事業者に対する包括的な業務委託を内容とするものであることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治の本旨に従い、かかる趣旨を尊重するものとする。

(規定の適用関係)

第3条 受注者は、本事業を、本契約、募集要項等及び提案書に従って遂行するものとする。ただし、これらの内容に相違のある場合は、本契約、募集要項等及び提案書の順に優先して適用されるものとする。質問回答の内容は、質問対象の書類と一体をなすものとする。

- 2 委託料の支払いについては、本契約、募集要項等及び提案書（本項において、以下「本契約等」という。）のほか、発注者と受注者が別途締結する委託料の支払いに係る覚書に従う。委託料の支払いに係る覚書と本契約等の内容に相違のある場合は、委託料の支払いに係る覚書が優先して適用されるものとする。
- 3 提案書と募集要項等の一部である要求水準書の内容に差異がある場合は、提案書に記載された業務の水準が要求水準書に記載された業務の水準を上回るときに限り、提案書が優先して適用されるものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、本契約に基づく義務の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合において、受注者が、自らの費用をもって、その保険金請求権に本契約に基づく発注者の違約金支払請求権を被担保債権とする第一順位の質権を設定し、かつ、かかる質権設定について第三者対抗要件を具備するときは、発注者はこれをもって第2号の履行保証保険契約に替えることを認めることができる。

(1) 契約保証金の納付

(2) 本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証（前項柱書第3文により前項第2号の履行保証保険契約に替えて締結された履行保証保険契約は、前項第2号の履行保証保険契約とみなす。以下同じ。）に係る契約保証金の額又は保険金額（本条第4項において「保証の額」という。）は、委託期間の各年度の当初において当該年度の受注者の業務履行に対して支払われる予定の委託料の100分の10に相当する額（本契約の締結と同時に納付するものについては令和5年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の100分の10に相当する額）以上としなければならない。
- 3 本条第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、同項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。
- 4 各年度の途中で委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該年度の受注者の業務履行に対して支払われる予定の委託料の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 受注者は、第1項第2号に掲げる保証を付した場合において、あらかじめ保証期間の設定がされているものにつき、契約期間の変更が行われたときは、保証期間の変更を行うとともに当該変更を証する書面を発注者に提出しなければならない。

(委託業務に関する許認可及び届出等)

第5条 受注者は、委託業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な許認可を、自己の責任及び費用において取得しなければならず、届出等が必要なときは、受注者がその責任において行う。ただし、発注者が申請し又は届け出る必要が生じた場合には、発注者が必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する許認可の申請又は届出について受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は受注者による許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。
- 3 発注者が受注者に対して第1項ただし書きに規定する許認可の申請又は届出について協力を求めたときは、受注者は必要な資料の提出その他について協力する。

(事業の場所)

第6条 受注者は、本施設において委託業務を実施しなければならない。ただし、業務の性質上、本施設で実施することができないものについては、この限りでない。

- 2 受注者が委託業務を遂行するにあたり、発注者は本施設の事業者用実務室及び調理員用更衣室を受注者に無償で使用させるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により無償で使用する事業者用実務室及び調理員用更衣室について、善良なる管理者の注意をもって使用し、本契約の終了又は解除のときには、原状に復して発注者に返還しなければならない。

(発注者の請求による要求水準書の変更)

第7条 発注者は、要求水準書に定める要求水準の変更事由があると認めるときは、要求水準書の変更の内容及び変更の理由を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- 2 受注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行わなければならない。
 - (1) 要求水準書の変更が委託業務に及ぼす影響
 - (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (3) 要求水準書の変更に伴う委託料の変更の有無
 - (4) 要求水準書の変更に対する意見
- 3 本条第1項の通知の日から14日以内に受注者から発注者に対して前項の規定による通知がなされない場合、又は前項の規定による通知の日から14日を経過しても同項の協議が整わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、受注者に通知することができる。この場合において、受注者に、増加費用又は損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して業務計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

(受注者の請求による要求水準書の変更)

第8条 受注者は、要求水準書に定める要求水準の変更事由があると認めるときは、次に掲げる事項を発注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
- (2) 要求水準書の変更の理由
- (3) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
- (4) 要求水準書の変更に伴う委託料の変更の有無

- (5) 要求水準書の変更に伴い業務計画書の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、受注者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。
 - 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合には、発注者は、要求水準書の変更について定め、受注者に通知する。
 - 4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して業務計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。
 - 5 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、委託料の変更について受注者と協議し、これを変更するものとする。
 - 6 受注者は、新たな技術の導入等により委託業務の履行に係る費用の減少が可能である場合は、発注者に対し積極的にその提案を行うものとする。

(モニタリング)

第9条 受注者は、自ら実施する業務についてセルフモニタリングを行い、業務の実施状況を常に把握していなければならない。

- 2 受注者は前項のセルフモニタリングの評価を踏まえ、業務品質向上のため、翌年度の年度業務計画書に反映するものとする。
- 3 発注者は、自らの費用負担において、委託業務の要求水準を確保するために、定期的又は随時に、モニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに発注者が決定し、受注者に通知するものとする。

(1) 定期モニタリング

発注者は、受注者から提出される業務報告書を検討するほか、業務報告書の内容を確認するため、施設巡回、業務監視、受注者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(2) 随時モニタリング

発注者は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、随時、施設巡回、業務監視、受注者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。受注者は、当該随時モニタリングの実施につき、発注者に対して最大限の協力を行うものとする。

- 4 前項によるモニタリングの結果、委託業務の実施状況が本契約、要求水準書、業務計画書又は提案書の内容を逸脱していることが判明した場合、発注者は受注者に対してその是正を勧告するものとし、受注者は速やかに改善措置を実施し、業務報告書において改善措置の実施状況を発注者に対して報告しなければならない。
- 5 発注者は、モニタリングの実施、説明要求、説明の実施及び立会いの実施それ自体を理由として、委託業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(貸与品)

第10条 発注者は、別紙6に定める貸与品（以下「貸与品」と総称する。）を受注者に無償で貸与する。

- 2 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品の引渡しを受けた後、当該貸与品に不具合等があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から前項の通知を受けた場合は、その取扱いを受注者と協議し、必要な措置を執るものとする。
- 5 受注者は、貸与品を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、故意又は過失により貸与品を破損したときは、当該破損により発注者に生じた損害を賠償するものとする。
- 6 受注者は、委託業務の終了、要求水準書の変更等によって不要となった貸与品を速やかに発注者に返還しなければならない。

(貸与する備品の特則)

第11条 貸与品のうち施設備品及び調理運営備品については、準備期間において受注者が確認し、受注者の責任において委託業務の実施のために使用するものとする。ただし、受注者が不要と判断したものは、発注者と協議の上、受注者が処分するものとする。

- 2 受注者が施設備品及び調理運営備品の更新が必要と認めるときは、受注者の責任及び費用負担により、給食提供開始（受注者が実際に学校給食の調理及び学校への提供を開始することを言う。）までに更新し、更新後の備品の所有権を発注者に移転するものとする。
- 3 受注者が要求水準書添付資料4に示す施設備品以外の備品が必要と認めるときは、準備期間において受注者の費用で調達するものとし、調達した備品は給食提供開始までに発注者に所有権を移転する。
- 4 施設備品及び調理運営備品の管理は要求水準書の規定に従う。

第2章 業務の準備

(業務の引継)

第12条 受注者は、準備期間において、本契約の締結のときに発注者から委託を受けて本施設の運営及び維持管理にかかる業務を受託している者から、要求水準書に従い、業務の引き継ぎを受けるものとする。

(業務体制の構築)

第13条 受注者は、自らの責任及び費用において、業務開始日から本契約、募集要項等及び提案書に従い本業務を実施するために十分な業務実施体制を構築しなければならない。

- 2 受注者は、業務開始日の1か月前までに業務責任者、維持管理業務責任者、食品衛生責任者、調理責任者、調理副責任者、配送責任者、食物アレルギー対応食調理責任者（以下「責任者」

という。)を、それぞれ選任して、要求水準書に従い氏名その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。

- 3 受注者が前項に従い発注者に報告した責任者を変更するときは、変更前に発注者に報告するものとする。
- 4 業務責任者は、委託業務の実施を統括するほか、運営会議への出席、委託料の変更、事業日程の変更、委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 5 本条第2項に規定する責任者の人数、業務内容、資格等及び専任・兼任の可否等は要求水準書の定めるところによる。

(食品衛生責任者)

第13条の2 受注者は、運營業務の実施にあたって、1名以上の食品衛生責任者を選任しなければならない。

- 2 食品衛生責任者は、調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生の業務全般について指導・管理する。
- 3 受注者は、食品衛生責任者を配置し、要求水準書・第2・10「衛生管理業務」に示す衛生管理体制を構築しなければならない。
- 4 要求水準書・第2・10「衛生管理業務」中において「業務責任者」とあるのは「食品衛生責任者」と読み替えるものとする。

(責任者等に関する措置請求)

第14条 発注者は、第13条第2項に規定する責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が委託業務を実施するために使用している業務従事者等で委託業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、本条第1項の規定による請求若しくは同条第2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から14日以内に発注者に通知しなければならない。

(本施設の確認)

第15条 発注者及び受注者は、準備期間において、本施設の現状について、双方立会いの上、確認するものとする。

- 2 前項の確認の結果、本施設の性状等が、募集要項等で示された内容及び現地見学会から合理的に推測されるところから逸脱し、かつ、当該逸脱により受注者の委託業務の実施に著しい支障が生じると認められるときは、受注者は、発注者に対してその状況を通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の通知を受けたときは、速やかにその状況を確認し、必要に応じ、その取り扱いについて受注者と協議を行い、必要な措置を執るものとする。

(業務計画書の作成及び提出)

第16条 受注者は、要求水準書に従い、運営業務に係る業務全体計画書、運営マニュアル（調理マニュアル、配送マニュアル、異物混入発生時対応マニュアル、嘔吐・食中毒発生時対応マニュアル調理等を含む。）、HACCP対応マニュアル、令和6年度の運営業務にかかる年度業務計画書、長期修繕計画書及び令和6年度の維持管理業務にかかる年度業務計画書を作成し、業務開始日の30日前までに発注者に提出・承認を得て、業務を行うこととする。また、受注者は、要求水準書に従い、維持管理業務にかかる業務全体計画書を作成して、業務開始日までに発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、運営業務に係る業務全体計画書及び維持管理に係る業務全体計画書については、発注者の事前の承認がある場合を除き、変更してはならない。

(発注者による本施設の運営・維持管理体制確認)

第17条 受注者は、業務開始日に先立ち委託業務の実施に必要な人材を確保し、かつ、委託業務の実施に必要な研修を行わなければならない。

- 2 受注者は、本契約、募集要項等、及び提案書に従って委託業務を実施することが可能となる業務実施体制が整ったと認めたときは、発注者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 発注者が受注者から前項に規定する通知を受けた場合、発注者は、受注者に対して、委託業務の実施体制を確認するため、本施設の設備等の試稼動及び調理業務のリハーサル等の実施を求めることができる。本項による確認の結果、委託業務の実施体制が本契約、募集要項等、受注者がすでに発注者に提出した業務計画書又は提案書で必要とされる条件を満たしていないと発注者が合理的に判断したときは、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができる。
- 4 前項に規定する本施設の設備等の試稼動及び調理業務のリハーサル等は、受注者の責任及び費用により行うものとする。

第3章 本施設の運営及び維持管理

第1節 総則

(委託業務)

第18条 受注者は、業務開始日において委託業務を開始し、委託期間の終了まで委託業務を実施するものとする。

- 2 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、委託業務を実施しなければならない。

(近隣対応)

第19条 受注者は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、振動その他委託業務の遂行により近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。

- 2 前項に定める近隣対策の実施について、発注者の請求があった場合、受注者は、発注者に対して、その内容及び結果を報告するものとし、必要に応じて協力するものとする。
- 3 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟については、発注者が責任を負うものとする。

(第三者の使用)

第20条 受注者は、提案書で明示された者以外の者に運營業務及び維持管理業務を実施させる場合は、事前に発注者の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、受注者は提案書で明示された者以外の者に運營業務又は維持管理業務の全部又は主要な部分を委託してはならない。

- 2 受注者が委託業務の全部又は一部を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て受注者の責任において行うものとし、委託業務の実施に関して受注者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害等)

第21条 受注者が委託業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、受注者は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

- 2 受注者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても委託業務に伴い避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、受注者が第三者に対して損害を及ぼした場合は、発注者が当該第三者に対して当該損害を賠償する。

(法令等の遵守)

第22条 受注者は、適用される法令、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等を遵守して委託業務を実施しなければならない。

第2節 運營業務

(年度業務計画書の提出)

第23条 受注者は、令和7年度以降、当該年度開始の30日前までに、要求水準書に基づき運營業務に係る年度業務計画書を作成して発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

- 2 受注者は、発注者の承認を受けた年度業務計画書を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- 3 発注者は、年度業務計画書の承認又はその変更の承認を行ったことを理由として、本施設の運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 4 受注者は第16条により作成した各種マニュアルについて適宜見直し、必要なときはこれを変更して発注者の確認を受けるものとする。

(調理義務)

第24条 受注者は、発注者が提供する食材を材料として、発注者が作成した献立に記載された給食を調理し、発注者が検収の上、発注者が指定する配送先学校に運搬する。

- 2 受注者が給食を提供すべき日及び受注者が用意すべき給食の食数並びに給食を配送する配送先学校を発注者が受注者に通知する方法及び手続きは、募集要項等に規定された方法とする。募集要項等に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、発注者と受注者が別途協議して定めることができる。
- 3 前項により発注者と受注者が定めた事項は書面によるものとし、発注者及び受注者はこれを遵守することを要す。

(食中毒等)

第25条 受注者は、要求水準書に規定された事項を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって運営業務を実施し、法令及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

- 2 給食配送先学校において食中毒等が発生した場合、受注者は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力するものとする。
- 3 前項の場合、受注者も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果に関して発注者の承諾を得るものとする。
- 4 給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、受注者はこれを賠償するものとし、発注者が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、発注者の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、受注者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し発注者の承諾を得た場合には、発注者に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。
- 5 受注者の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害が生じた場合における、本施設の運営ができない期間の委託料Aの支払及び損害賠償（前項により発注者が受注者に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 発注者の責めに帰すべき事由による場合、委託料Aについては、本施設の運営ができない期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、受注者の発注者に対する損害賠償を妨げない。
 - (2) 発注者及び受注者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び受注者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、その結果につき本条第4項の発注者の承諾を得た場合、委託料については、本施設の運営ができない期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、発注者又は受注者による損害賠償はないものとする。
 - (3) 本項第1号及び第2号以外の場合、本施設の運営ができなかった期間の委託料Aのうち本施設の維持管理業務に係る部分のみを支払うものとし、かつ、発注者の受注者に対する損害賠償を妨げない。

- 6 前項の場合で、別紙3に定める委託料の請求書を発注者が受領するときまでに、発注者又は受注者のいずれの責めに帰すべき事由によるものが判明しないとき又は原因不明の結果に関して発注者の承諾が得られないときは、発注者は、受注者に対し、受注者の請求に基づき委託料について、本施設の運営ができない期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を仮払いするものとする。かかる仮払いの後、食中毒等が前項第3号の事由によるものであることが判明した場合には、受注者は仮払いを受けた委託料のうち本施設の運営業務に係る部分及び別紙4の定めに従い減額又は支払留保されるべきであった金額を、発注者に返還するものとする。

(業務報告)

第26条 受注者は、要求水準書に従い、運営業務に係る日報、月次報告書、四半期報告書及び年度業務報告書を作成し、発注者に提出することにより、運営業務の結果を発注者に報告するものとする。

第3節 施設維持管理業務

(年度業務計画書の提出)

第27条 受注者は、令和7年度以降、各年度が開始する30日前までに、要求水準書に基づき、維持管理業務に係る年度業務計画書を作成して発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

- 2 受注者は、発注者の承認を受けた維持管理業務計画書を変更しようとする場合には、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- 3 受注者は、第16条に従い作成した長期修繕計画書について本施設の劣化状況や修繕実施結果等を元に、各年度内容を更新し、発注者の承認を得るものとする。
- 4 発注者は、年度業務計画書の承認若しくはその変更の承認又は長期修繕計画書の更新の承認を行ったことそれ自体を理由として、本施設の維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(本施設の補修・修繕)

第28条 受注者は、募集要項等及び提案書に従い、本施設の補修・修繕を、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により本施設の修繕を行った場合、発注者は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

- 2 受注者は提案により長期修繕計画に基づく大規模修繕を実施する場合は、自らの費用において実施する。ただし、要求水準書に規定される大規模修繕の費用負担割合の協議が調ったときは、当該協議の結果に従い発注者及び受注者が大規模修繕の費用を負担する。
- 3 受注者が本施設の補修・修繕を行った場合、受注者は、必要に応じて当該補修・修繕を竣工図書に反映して改訂した設計図書を発注者に提出することとし、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を発注者に対して提出するものとする。

- 4 本施設の部位等について、経年劣化その他受注者の責に帰することのできない事由（発注者の責に帰すべき事由を除く。）に起因して補修・修繕に過大な費用を要する故障等が発生したときは、発注者と受注者は必要な対応及び費用負担の割合等について協議を行うものとする。
- 5 補修・修繕を要する部位等について、メーカーによる部品の供給終了等により、受注者が最大限の努力（不良が発生しやすい部品を供給期間の終了前にストックしておくことや代替可能な部品を用いて補修・修繕することを含むが、これらに限らない。）を行っても補修・修繕による対応が困難な場合は、発注者と受注者は必要な対応及び費用負担の割合等について協議を行うものとする。

（日誌・報告書等）

第29条 受注者は、要求水準書に従い、維持管理業務に係る各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、保管しなければならない。受注者は、発注者の求めがあるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を発注者の閲覧に供しなければならない。

（業務報告）

第30条 受注者は、要求水準書に従い、維持管理業務に係る日報、月次報告書、四半期報告書及び年度報告書を作成し、発注者に提出することにより、維持管理業務の結果を発注者に報告するものとする。

第4章 委託料の支払い

（委託料）

第31条 発注者は、委託業務の実施の対価として、別紙3に従い、委託料を受注者に対し支払うものとする。

2 委託料は別紙3に規定される場所に従い改定する。

（委託料の減額）

第32条 発注者のモニタリングにより、委託業務について本契約、募集要項等、業務計画書又は提案書に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、受注者に対して別紙4の手続に従い委託料を減額するものとする。

（委託料の返還）

第33条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、発注者がこれを受注者に対して通知したときは、受注者は、発注者に対して、当該虚偽記載が無ければ発注者が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還するものとする。

第5章 危険負担

(本施設の所有権)

第34条 本施設の所有権は発注者に属する。

(保険)

第35条 受注者は、契約期間中、別紙2に規定する保険を付さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別紙2に規定する保険のうち、普通火災保険の付保は受注者の任意とし、受注者の提案により、発注者と協議の上、付保を決定する。
- 3 受注者は、前2項の保険を付したときは速やかに、付保を証する書面を添付して、発注者に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第36条 受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、要求水準書において非常時及び緊急時の対応等として定めるところに従うほか、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、その執った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が本条第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

第6章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第37条 本契約は、締結日からその効力を生じ、令和17年3月31日に終了するものとする。

- 2 受注者は、前項で定める本契約の終了のときまでに委託業務を完了しなければならない。

(契約期間満了時の業務)

第38条 発注者と受注者は、契約期間終了の3年前から、本施設の引渡し及び業務の引継ぎについての協議を開始するものとする。また、受注者は契約期間終了の3年前までに、要求水準書で規定する引継業務にかかる提出書類を作成して、発注者に提出する。

- 2 受注者は、前項後段により受注者が発注者に提出した書類のうち、次期修繕提案書については、契約期間終了の1年前に時点修正を行い、再度発注者に提出する。
- 3 受注者は、契約期間終了の6か月前から委託業務に関して必要な説明を発注者に行うとともに、資料を提供するほか、委託業務の承継に必要な引継マニュアルを作成し、契約期間終了の6か月前までに発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、契約期間終了時において、本施設が要求水準書の定める事業期間終了時の要求水準を満たす状態で発注者に本施設を引き渡すものとする。
- 5 受注者は、委託業務の引継ぎに必要な事項について後任の受託者（未定の場合は発注者）に説明し、その従事者の指導教育に協力するものとする。
- 6 受注者は、調理備品について無償譲渡を基本に発注者と協議を行い、その取扱いを定める。

(受注者の事由による解除)

第39条 次に掲げる場合は、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で本契約を書面による通知により解除することができる。

- (1) 別紙4第4項の規定により解除するとき。
 - (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、給食配送先学校において食中毒が2回以上発生したとき（同一の給食配送先学校かどうかは問わない）。
 - (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、連続して7営業日以上、受注者が委託業務を行わないとき。
 - (4) 受注者の委託業務の実施義務以外の本契約上の債務の不履行があり、発注者が相当期間の催告をしたにもかかわらず受注者が債務の履行をしないとき。
 - (5) 受注者に係る、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について受注者の取締役会でその申立を決議したとき又は第三者（受注者の取締役を含む。）によりその申立がなされたとき。
 - (6) 受注者が、意図的に、業務報告書に著しい虚偽記載を行い、発注者がこれを訂正するよう指示したにもかかわらずかかる指示に従わないとき。
 - (7) 受注者の責めに帰すべき事由により履行不能が生じたとき。
 - (8) 構成員（代表企業を含む。）又は協力企業が基本協定書第7条第4項各号に該当したとき
 - (9) 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がないとき。
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第7号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 発注者は、第1項により本契約を解除し、又は第2項に掲げる者が本契約を解除したときにおいて、解除により受注者に生じる損害について一切の責任を負担しない。

（発注者の債務不履行及び発注者の事由による解除）

第40条 発注者が委託料その他の本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合、発注者は、受注者に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じたときの政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 発注者が委託料を支払わず又は本契約上のその他の重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後60日以内に当該不払い若しくは違反を是正しない場合又は発注者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、受注者は、本契約を解除することができる。

（解除の効果）

第41条 第39条、前条、第44条又は第47条により本契約が解除されたとき（以下本条で「本契約が中途解除されたとき」という。）は、本契約は将来に向かってその効力を失う。

- 2 本契約が中途解除されたときにおいて、履行済の委託業務に対応する委託料で未払いのものがあるときは、発注者は受注者との協議に基づき未払い分を支払うものとする。この場合における委託料の支払手続は別紙3を準用する。
- 3 本契約が中途解除されたときは、受注者は速やかに業務を終了し、受注者又は受注者から業務の委託を受けた者が所有若しくは管理する物件を撤去し、本施設を発注者に引渡すものとする。ただし、調理備品については、発注者への無償譲渡を基本として発注者と受注者が協議によりその取扱いを定める。
- 4 受注者は、本契約が中途解除されたときは、発注者又は発注者が指定する後継の業務受託者に委託業務の引継ぎを行う。引継ぎに必要な費用は受注者が負担する。
- 5 本契約が第39条第1項各号のいずれか（第8号を除き、同条第2項で同条第1項第7号に該当するとみなされる場合を含む。）により解除されたときは、受注者は解除の日が属する年度の業務履行に対応する委託費の100分の10に相当する金額の違約金を、発注者に支払わなければならない。また、受注者は解除により発注者に違約金を超える損害が生じたときは、当該超過分の損害を賠償しなければならない。
- 6 第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は当該担保をもって前項の違約金及び損害賠償に充当することができる。
- 7 本契約が前条第2項により解除されたときは、発注者は、解除により生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

第7章 法令変更

(法令変更の通知)

第42条 本契約の当事者は、本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を履行することができなくなった場合、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知するものとする。

- 2 本契約の当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用ある法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第43条 本契約の当事者が相手方から前条第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するために速やかに本契約、要求水準書、業務計画書等の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。なお、税制改革等による新たな税制に伴う受注者の税負担については、発注者は、協議に応じるものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本契約の履行を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙5に記載する負担割合によるものとする。
- 3 本契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、受注者は発注者の指示に従うものとし、発注者の指示に従うことにより、受注者に追加費用が生じる場合は発注者の負担として、委託料の見直しを行う。ただし、追加費用の額が多くなる場合には、発注者は本契約を解除できるものとする。

(契約の解除)

第44条 本契約の締結後における法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は発注者が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議の上、本契約を解除することができる。

第8章 不可抗力

(不可抗力の通知)

第45条 本契約の締結日の後に不可抗力により、本契約、要求水準書、業務計画書等で提示された条件に従って委託業務を行うことができなくなった場合、損害が発生した場合、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを発注者に対して通知するものとする。

- 2 本契約当事者は、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議並びに損害及び追加費用の負担)

第46条 発注者が受注者から前条第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担その他必要となる事項について協議するものとする。

- 2 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合において、損害及び追加費用の負担は、第3項及び第4項に記載する負担割合によるものとする。
- 3 契約期間中に不可抗力により損害又は追加費用が生じた場合、1年度中に発生した損害及び追加費用のうち累計で年間の委託費相当額の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担するものとする。ただし、受注者又は受注者から委託業務の全部又は一部を受託する者が加入する保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が年間の委託費相当額の100分の1を超えるときは、当該超過額は、発注者が負担すべき損害及び追加費用額から控除するものとする。
- 4 前項の規定は、不可抗力により生じた損害又は追加費用のうち災害応急対策又は災害復旧に関する工事により生じた2次損害又は追加費用（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び受注者又は受注者から委託業務の全部又は一部を受託する者が加入する保険によりてん補された部分を除く。以下この項において「2次損害等」という。）については、適用しない。2次損害等については、発注者がその全部を負担するものとする。

(契約の解除)

第47条 本契約の締結後における不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は発注者が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議の上、本契約を解除することができる。

第9章 その他

(公租公課の負担)

第48条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て受注者の負担とする。発注者は、委託料及びこれに対する消費税（地方消費税も含む。）を支払うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

(損害賠償)

第49条 発注者及び受注者は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(権利義務の処分等)

第50条 受注者は、本契約上の権利及び義務並びに本契約上の地位を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行ってはならない。

2 受注者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(1) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。

(2) 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付を行うこと。

3 受注者は、委託業務以外の業務を行ってはならない。

(決算報告書の提出及び報告)

第51条 受注者は、契約期間中、各会計年度の終了後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの最新の決算報告書に基づいて、発注者に決算報告を行うものとする。

2 受注者は、定款を変更し、又は代表取締役、取締役若しくは監査役に変動があったときは、速やかに受注者に変更又は変動を証する書面を添えて報告するものとする。

(受注者の解散)

第52条 受注者は、本契約に基づく権利義務が全て履行されるまで解散することができない。

(本施設の見学者対応)

第53条 受注者は、発注者が受け入れる本施設の見学者対応に関し、必要な協力を行わなければならない。

(協議)

第54条 発注者と受注者は、必要と認める場合は適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求めることができる。

(請求、通知等の様式その他)

第55条 本契約に定める、請求、通知、報告、承諾、勧告、催告及び解除は、相手方に対する書面をもって行われるものとする。

2 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

(秘密保持)

第56条 発注者及び受注者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員及び従業員又は自己の代理人、コンサルタント及び本条第2項により秘密保持義務を負う業務受託者等以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的（ただし、適用法令に基づく場合を除く。）に使用してはならない。ただし、開示する事項が以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本契約締結時に、既に公知又は既知のもの
- (2) 本契約締結後に発注者及び受注者の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- (3) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの
- (4) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの
- (5) 発注者又は受注者が相手方より入手した情報を使わずに単独に開発したもの

2 受注者は、受注者が委託業務遂行のために契約を締結する業務受託者等につき、本契約に基づき受注者が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

(個人情報の保護)

第57条 受注者は、本事業に関連して知り得た個人情報について適切な管理を行うものとし、添付特記1の個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

(暴力団等の排除)

第58条 受注者は、暴力団等の本事業への関与を防止するため、添付特記2の暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償にかかる特約を遵守するものとする。

(準拠法)

第59条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第60条 本契約に関する紛争は、さいたま地方裁判所川越支部を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、発注者及び受注者は、本契約をもって、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第61条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

添付特記1 個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、狭山市（以下「発注者」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を履行するにあたり、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の明確化)

第3条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第4条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項について、監督及び教育を行わなければならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第6条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(持ち出しの禁止)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他のあらかじめ特定した場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の条件)

第9条 受注者は、個人情報の取扱いを伴う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。この場合において、受注者は、再委託の相手方にこの個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に規定する義務と同様の義務を遵守させるとともに、発注者に対し、再委託の相手方による当該義務の履行について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は処分)

第10条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(報告及び実地調査)

第11条 発注者は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、受注者に報告させ、又は実地に調査をすることができる。

(事故発生時の報告義務)

第12条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(その他)

第13条 受注者は、前各項に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

添付特記2 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(表明確約)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が前条第1項各号に該当するとき。
 - (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 受注者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、委託料の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、本契約第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は当該担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 5 発注者は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 受注者は、契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、狭山市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

定義集

(五十音順)

- 1 「維持管理業務」とは、要求水準書に規定する本施設の維持管理業務をいう。
- 2 「委託期間」とは、業務開始日から令和17年3月31日までをいう。
- 3 「委託業務」とは、維持管理業務及び運営業務をいう。
- 4 「委託料」とは、発注者が支払う委託業務の対価をいい、別紙3に規定される委託料A、委託料B及び委託料Cからなるものをいう。なお、委託料の金額は消費税を含んだものとする。
- 5 「運営業務」とは、要求水準書に規定する本施設の運営業務をいう。
- 6 「営業日」とは、給食を提供すべき日をいう。
- 7 「業務開始日」とは令和6年4月1日をいう。
- 8 「業務計画書」とは、第16条、第23条及び第27条に従い受注者が作成し発注者に提出した運営業務に係る全体計画書、維持管理業務に係る全体計画書、運営マニュアル、HACCP対応マニュアル、運営業務に係る年度業務計画書、維持管理業務に係る年度業務計画書、及び長期修繕計画書をいう。
- 9 「業務報告書」とは、第26条及び第30条に従い受注者が作成して発注者に提出した運営業務に係る業務報告書及び維持管理業務に係る業務報告書をいう。
- 10 「契約期間」とは、本契約締結日から令和17年3月31日までの期間をいう。
- 11 「事業日程」とは、準備期間を本契約の締結日から令和6年3月31日まで、委託期間を業務開始日から令和17年3月31日までとする本事業の日程をいう。
- 12 「準備期間」とは、本契約締結日から令和6年3月31日までの期間をいう。
- 13 「食中毒」とは、給食に付着又は混入した細菌、ウイルス、有害物質が原因で、給食を食した人に健康被害が及ぶことをいう。
- 14 「設計図書」とは、本施設の竣工図書をいう。
- 15 「提案書」とは、募集要項等の規定に従い優先交渉権者が発注者に対して提出した本事業に関する一切の提案をいう。
- 16 「年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- 17 「備品」、「施設備品」、「調理運営備品」、「調理備品」、「修繕」、「大規模修繕」、「更新」の各用語は、要求水準書で定義された意味を有するものとする。
- 18 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象であって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
- 19 「募集要項等」とは、本事業の募集要項及びその添付資料（基本協定書案、包括委託契約書案を除く。）、質問回答書及びその添付資料をいう。
- 20 「本施設」とは、狭山市（入間川・柏原）学校給食センターをいう。
- 21 「要求水準書」とは、募集要項等のうち、要求水準書（変更されたときは変更後のもの）及び要求水準書に関する質問回答をいう。

受注者が付保する保険

受注者は次の要件を満たす保険を、受注者の費用負担により付保するものとする。保険契約は1年毎の更新でも認めるものとする。

保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。

受注者は、事前に発注者に説明して発注者の書面による承諾を得たときは、下記の保険の代わりに、下記の保険と同等以上の効力がある保険を付保することができる。

・運営及び維持管理期間の保険

(1) 第三者賠償責任保険

① 対象

本施設の使用、及び運営業務、維持管理業務の遂行によって、第三者の身体・財産に損害を与えた場合の損害責任

② 補償額

対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

対物：1事故あたり1億円以上

③ 期間

運営・維持管理期間の開始日から事業終了日まで

④ 被保険者

受注者、下請け業者を含む業務実施者等、発注者

(2) 普通火災保険

① 対象

本施設の一部又は全部

② 補償額

法的責任の範囲で、損傷した対象と同種・同等・同量の物を調達するのに必要な費用又は形状・性能に修復するのに必要な費用とする。

③ 期間

運営・維持管理期間の開始日から事業終了日まで

(3) その他の保険

上記以外の保険の付保については、受注者提案により、発注者と協議の上、決定する。

(上記以外の想定例)

① 生産物賠償保険

② 総合賠償責任保険（食中毒、異物混入、アレルギー発症含む）

③ 企業費用・利益総合保険

④ 調理設備に係る保険

なお、発注者が加入している建物総合損害共済については下記の通り。
受注者は発注者が加入している建物総合損害共済の保険内容を踏まえた上で、(1)及び(2)の要件を満たす保険を付保するものとする。

建物総合損害共済

・入間川学校給食センター

① 対象

入間川学校給食センターの発注者加入共済によって定義された建物部分（基礎部分を除く）

※発注者は、令和6年度以降に基礎部分も含み共済を更新するものとする。

② 補償額

共済責任額（再調達価額）：88,641万円

※発注者加入共済は単年度ごとに更新がなされるものであり、更新時に共済責任額が見直される。上記は令和5年度における共済責任額。

③ 期間

発注者は本事業における運営・維持管理期間の開始日から事業終了日まで本共済を各年度更新する。

④ 被保険者

発注者

・柏原学校給食センター

① 対象

柏原学校給食センターの発注者加入共済によって定義された建物部分（基礎部分を除く）

※発注者は、令和6年度以降に基礎部分も含み共済を更新するものとする。

② 補償額

共済責任額（再調達価額）：84,412万円

※発注者加入共済は単年度ごとに更新がなされるものであり、更新時に共済責任額が見直される。上記は令和5年度における共済責任額。

③ 期間

発注者は本事業における運営・維持管理期間の開始日から事業終了日まで本共済を各年度更新する。

④ 被保険者

発注者

※建物とは、土地に定着し、屋根及び柱又は壁を有する構築物をいう。また、畳、建具その他従物の他、付属設備も建物に含む。なお、付属設備については、一般的な建物に付属する設備をいい、建物の特有の用途を目的とした設備は含まないものとする。詳細は公益社団法人 全国市有物件災害の建物総合損害共済、事業の概念と事務取扱の手引きを確認すること。

また、上記建物総合損害共済の免責条項は下記の通り。

① 故意若しくは重過失又は法令違反による損害

② はっ酵若しくは発熱又は加熱若しくは乾燥作業による損害

③ 紛失又は盗難による損害

委託料の支払方法及び改定方法等

1 委託料の構成

委託料の構成については以下のとおり。

費用項目	対象業務
委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動しない費用。 ・運営業務 ・維持管理業務 (修繕業務に係る費用を除く)
	(想定される費用 (参考)) 施設・設備等の保守管理費、清掃、警備、配送等の提供食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、SPCの運営経費等
委託料 B (運営・維持管理費 (変動料金))	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動する費用。 ・運営業務 ・維持管理業務 (修繕業務に係る費用を除く)
	(想定される費用 (参考)) 調理に係る人件費、残菜処理費等
委託料 C (修繕費)	・修繕業務に係る費用

2 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定方法

費用項目	算定方法
委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業務に係る11年間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。 ・応募価格は11年間分の合計費用を見込むこと。
委託料 B (運営・維持管理費 (変動料金))	<ul style="list-style-type: none"> ・変動料金は、各期における合計の提供食数 (後述(2)「提供給食数」を参照のこと。) に対し、応募者が提案する 1 食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。 ・応募者は1食あたりの単価を提案し、応募価格は「提供給食数」を掛け合わせた11年分の費用を見込むこと。
委託料 C (修繕費)	<ul style="list-style-type: none"> ・11年間の間に必要となる修繕費を各年度の修繕計画に合わせて提案すること。(支払は提案された各年度の金額を支払う。) ・応募価格は11年間分の合計費用を見込むこと。

(2) 提供給食数

ア 発注者による提供対象者数の調整

受注者に過大なリスクを負担させないため、発注者は運営期間中に提供する給食数について、年度毎に調整して要求する。この調整は、当該年度の5月1日時点での対象者数（受注者が給食を提供すべき児童数、生徒数と教職員数を合算した数）が5,000食／日以上8,000食／日以下の範囲となるよう配送校の変更等を行い、各年度の開始前（1月末日）に受注者に通知するものである。この調整後にも、イに示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、発注者は、何れの場合においても原則として8,000食／日を超える要求は行わない。

なお、配送校の変更においては、要求水準書に示している当初の配送校に対し、配送校の学級数及び配送等に要する走行距離が著しく増大しないよう配慮して調整する。

イ 提供給食数の決定方法

発注者が調整した対象者数に対し、児童生徒等の転出入、モニタリング用給食、受注者職員用給食、見学者用給食及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、発注者は、受注者に対し提供日の属する月の2週間前までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の通知後も、引き続き、前述した変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、発注者は、受注者に対し給食提供日の2稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、発注者の休日を除く4日前）の14時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知した食数により、変動料金を算定する。

ウ 受注者職員用給食

本事業の対象外であるが、受注者の職員用の給食については、最大100食を発注者に要請できる。発注者は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金単価を加算した額）を徴収する。

3 委託料の支払方法

発注者は下記の委託料について、令和6年度第1四半期を第1回とし、四半期ごとに計44回支払う。

発注者は受注者から契約書の規定に従って「業務完了届」を受領した場合、受領した翌日から10日以内に委託業務の遂行内容をモニタリングとして確認し、その結果を受注者に通知するものとする。

受注者は発注者によるモニタリング確認結果通知を受領した場合、速やかに対象となる四半期に相当する「委託料」の請求書を発注者に対して提出するものとし、発注者は請求をうけた日から30日以内に受注者に対して「委託料」を支払うものとする。

本契約が途中で解除された場合には、委託料A（固定料金）については対象期間の日割り計算による。

なお、委託料の支払い時期は以下のとおり。

表 委託料の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料A：請求書受理後30日以内 ・委託料B：請求書受理後30日以内 ・委託料C：請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

また、発注者と受注者は「委託料の支払いに係る覚書」を締結し、各委託料の支払い予定時期と予定金額を明記することで、相互の認識に齟齬が生じないように努めることとする。

4 委託料の改定

(1) 物価変動による改定

委託料は、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。以下の算定式により改定を行う。

改定率 α は、次のとおりである。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

① 委託料A（固定料金）

(t年度の委託料A（改定後）の固定料金)

$$= (\text{応募者の提案における委託料A（固定料金）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

② 委託料B（変動料金）

(t年度の給食1食あたりの単価（改訂後）)

$$= (\text{応募者の提案における委託料B（給食1食あたりの単価）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、小数第3位を四捨五入する。

※改定見直し後、委託料Bを算定するにあたり、見直し後の単価に提供食数を掛け合わせた金額について、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

③ 委託料C（修繕費）

(t年度の修繕費（改訂後）)

$$= (\text{応募者の提案における委託料C（修繕費）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

【委託料の改定時期】

表 物価変動による見直し時の委託料の改定方法

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
委託料	① 委託料 A (人件費除く)	消費者物価指数 (財・サービス 分類指数(全国) の「サービス」)	・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を発注者に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A (人件費除く固定料金) を確定。
	② 委託料 B (人件費除く)		・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を発注者に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る 1 食あたりの単価 (人件費除く) を確定。 ・委託料 B としては、上記の変動費単価 (人件費除く) に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③ 委託料 B (人件費のうち社員人件費)	埼玉県最低賃金 (埼玉労働局)	・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を発注者に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 B の人件費 (社員) の単価を確定。
	④ 委託料 A 及び B (人件費のうちパート人件費)		・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を発注者に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A の人件費 (パート) 及び委託料 B の人件費 (パート) の単価を確定。
	⑤ 委託料 C (修繕費)	消費者物価指数 (財・サービス 分類指数(全国) の「サービス」)	・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を発注者に通知し、確認を受け、翌年度の修繕費を確定。

※初年度は見直しを行わないものとする。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、受注者の提案を踏まえて、発注者との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

(3) 委託料の改定による覚書の見直し

事業期間中において、委託料の改定を行う際は、発注者と受注者が協議の上、委託料の支払いに係る覚書の見直しを行い、覚書を再度締結するものとする。

モニタリング及び委託料の減額

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、運営及び維持管理業務の対価である「委託料」とする。

2 減額等の措置を講じる事態

受注者の責任により、本契約、「募集要項等」、「応募者提案」その他に示される「運営業務」及び「維持管理業務」に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合（児童生徒等が給食を食した場合）
レベル4	給食を提供できなかった場合（児童生徒等が給食を食すことができなかった場合）

3 減額等の決定過程

- ・レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、「業務報告書」又はモニタリング結果から明らかになった場合、発注者は、その程度、緊急度等を勘案し、受注者に相当な是正期間を提示する。
- ・受注者は、発注者の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、発注者の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ・レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果等から明らかになり、発注者が受注者に相当な是正期間を提示したにもかかわらずレベル3又はレベル4の状態に陥った場合、1日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた児童生徒等の割合	レベル 3	レベル 4
1%未満	0.5 ポイント	1 ポイント
1%以上 5%未満	1 ポイント	2 ポイント
5%以上 10%未満	1.5 ポイント	3 ポイント
10%以上	2 ポイント	4 ポイント

- ・発注者及び受注者は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

4 減額等の決定

各年度における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。減額措置内容の反映は次年度の委託料に反映される。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10 以上	支払留保

- ・ 累積ペナルティポイントが10 以上の場合、支払留保とするが、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが4 以下であれば、翌年分の支払時に、当該支払留保に係る「委託料」相当額の80%を加算して支払い、その余は支払わない。
- ・ 累積ペナルティポイントが10 以上の場合で、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが5 以上であれば、発注者は本契約を解除することができる。

法令変更の場合の費用分担規定

<u>法令変更</u>	<u>発注者負担割合</u>	<u>受注者負担割合</u>
a) 本事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
b) 利益にかかる法人税率以外の税の税率又は新設課税に係る法令の変更の場合	100%	0%
c) 上記記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法令」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、受注者に対して一般に適用される法令の変更は含まれないものとする。また、本契約締結後、利益にかかる法人税以外の税の税率が変更された場合又は法令変更により受注者に新たな税の課税が生じた場合で、受注者に本契約の履行に関する費用の増加又は減少が生じる場合には、当該増加又は減少分を委託料に反映させるべく、発注者と受注者が協議を行うものとする。

貸与品

貸与品は次のとおり

- 設計図書
- 施設備品
- 調理運営備品